

を促す。

- ・ 児童生徒のスポーツに対する多様なニーズに応えるため、学校の実態等に応じて近隣の学校と合同で運動部を組織し日常の活動を行う複数校合同部活動等の取組を促す。
- ・ 児童生徒が楽しく安全にスポーツに親しめる環境を創り出すため、学校や地域の実態等に応じて校庭の芝生化等を促す。

◇ 全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進

児童生徒の体力等の状況を把握し、体育・健康に関する指導の改善に活用するため、全国体力・運動能力等調査を実施する。あわせて、その結果から児童生徒の体力と運動習慣等の関係を分析・検証し、学校や地域における体力向上の取組を推進することにより、昭和60年頃から長期的に低下傾向にある子どもの体力を上昇傾向に転じさせ、昭和60年頃の水準への回復を目指す。

◇ 地域における身近なスポーツ環境の整備

子どもが体を動かす場や機会を確保する観点からも、総合型地域スポーツクラブの整備等、地域における身近なスポーツ環境の整備を推進する。(第3章(3)基本的方向1④◇地域における身近なスポーツ環境の整備の項を参照。)

◇ 食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり

子どもたちに望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を推進する。あわせて、食に関する指導の充実を図るため、学校給食において地場産物を活用する取組を促すとともに、米飯給食の一層の普及・定着を図る。

また、様々な心身の健康問題に対応し、子どもが安心して学校生活を送ることができる環境を整備するため、学校、保護者、地域の保健部局や医療機関等の連携による健康教育の推進を図るとともに、すべての小・中学校における教育面と管理面から成る学校保健に関する計画の策定、小学校から高等学校までの養護教諭未配置校等へのスクールヘルスリーダー^{※1}の週1回程度派遣を目指す。

◇ 環境教育の推進

環境教育の充実のための取組や仕組みづくりを推進するため、関係府省や地方公共団体の関係部局が連携し、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる環境教育・学習の機会の多様化を図るとともに、指導者の質の向上を図る。また、学校においては、体験活動を取り入れた実践的な環境教育の充実・展開を図る。

◇ 勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の推

注1 スクールヘルスリーダーとは、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患などの現代的な健康課題等を有する子どもへの個別の対応方法等について、養護教諭その他の教職員への指導に当たる、学校における養護活動の知識や経験を有する者を指す。

進

子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、経済団体、PTA、NPOなどの協力を得て、関係府省の連携により、小学校段階からのキャリア教育を推進する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する。

また、専門高校等が地域社会等と連携して行う特色ある職業教育の取組を促すとともに、高校生等に専修学校の機能を活用した多様な職業体験の機会を提供するための取組を促す。さらに、ものづくりに関する児童生徒の興味・関心を高めるとともに知識・技術を習得させるため、例えば小・中学校段階でのものづくり体験や、専門高校等における地域産業や経済界と連携したものづくり教育をはじめ、産業、職業への理解を図る。

◇ 体験活動・読書活動等の推進

- ・ 生命や自然を大切に作る心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、全国の小学校、中学校及び高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を行う機会の提供について関係府省が連携して推進する。
- ・ 豊かな感性や情緒をはぐくむとともに、豊かな言語力を育成する観点から、朝読書をはじめとする読書活動の実施を促す。あわせて、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、地域や家庭における読書活動の取組とも連携し学校図書館の機能の発揮を図るとともに、司書教諭が発令されていない学校においても有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進める。

◇ いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進

いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等への対応の推進を図るため、問題行動を起こす児童生徒への毅然とした指導を促すとともに、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組、いじめられている児童生徒の立場に立った取組を推進する。その際には、非行防止教室の開催、スクールサポーターやサポートチーム、外部の専門家等からなる「学校問題解決支援チーム」などを有効活用する。また、教育相談を必要とするすべての小・中学生が適切な教育相談等を受けられることができるよう、スクールカウンセラー^{注1} やスクールソーシャルワーカー^{注2} 等の活用など教育相談体制の整備を支援するとともに、自殺防止に向けた取組を支援する。

◇ 不登校の子ども等の教育機会についての支援

不登校の児童生徒への学校内外における相談体制の整備を進めるなど、不登校の子ども等の教育機会について支援を図る。

注1 スクールカウンセラーとは、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者を指す。

注2 スクールソーシャルワーカーとは、学校において、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者を指す。

③ 教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる

教員は、子どもたちの心身の発達にかかわり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるため、適切な処遇や教員の養成・研修の充実、厳格な人事管理を促す必要がある。

教員が、授業等により一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化、事務の外部化等に総合的に取り組む。

【施策】

◇ メリハリある教員給与体系の推進

人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリのある教員給与体系の中でがんばる教員の適切な処遇を推進する。

◇ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。その際、教員に広く一般社会から教育に熱意と能力・適性を備えた人材の導入の促進を目指し、社会人採用のための特別免許状制度等の活用等を促す。また、学校と地域との連携体制を構築し、地域住民が事務等について学校を支援する「学校支援地域本部」などの取組を促す。あわせて、調査の見直し、教育現場のICT化、事務の簡素化・外部化、学校事務の共同実施などに取り組む。

◇ 教員養成・研修等の推進

- 実践的能力を備えた質の高い教員を養成するため、「教職実践演習(仮称)」を必修化するとともに、その能力の向上を図るため、教員養成に係るカリキュラムや、教職課程に係る事後評価、認定審査の在り方などを見直し、逐次実施する。その状況も踏まえつつ、教員養成の在り方の抜本的な改革について検討する。あわせて、専修免許状の取得を促す。
- 実践的な指導力を備えた新人教員を養成するとともに、現職教員を対象にスクールリーダーとなる教員養成を行うため、教職大学院の整備・活用を図るとともに、修了者の選考の公平性の確保に留意しつつ、教職大学院等と教育委員会との連携を促す。
- 任命権者に対し、社会人や国際協力経験者をはじめ、多様で質の高い人材の確保のための採用方法の改善等を促す。また、教育委員会に対し、悩みを抱える教員のための相談窓口の設置を図るよう促す。
- 学校の責任者である校長をはじめ管理職等の資質向上のための研修や、重要課題について指導的役割を担う教員等に対する研修を推進する。また、初任者研修の効果的な運用をはじめとする教育委員会の行う教職員研修の充実に向けた取組を促す。

◇ 教員免許更新制の円滑な実施

教員免許更新制の実施に向けた準備に着実に取り組むとともに、平成21

年4月の制度開始後は、円滑に実施されるよう、周知等必要な取組等を行う。

◇ 教員評価の推進

学校教育に対する信頼を確保し、教員の資質を向上させるために、教員評価に関する取組を促す。

◇ 優秀教員表彰の推進

優れた教員の功績を評価するとともに、広く教員の意欲を高め、あわせて社会全体に教職に対する信頼感と尊敬の念を醸成するため、優秀教員の表彰に関する取組を促す。

◇ 指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理

指導が不適切な教員が子どもたちの教育に当たることのないよう、厳格な人事管理の実施を促す。

④ 教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する

改正教育基本法第16条第1項において、教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないことが明確化された。各地方公共団体における教育行政については、この趣旨にのっとり、合議制の執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が、自らの責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、公正かつ適正に行われることが必要である。

このため、地方の自主性や自立性を尊重し、適切な役割分担を踏まえつつ、教育委員会の機能の強化と、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を促す。

【施策】

◇ 教育委員会の責任体制の明確化

教育委員会の責任体制の明確化を図るとともにその体制の充実を促す。このため、教育委員の資質向上のための研修や情報提供を実施する。また、各地方公共団体における熱意と責任感を持った教育委員の人選や、地域住民の意思の反映などによる機能の活性化、合議制の教育委員会において管理・執行する必要がある事項の明確化、市町村教育委員会の共同設置を促す。あわせて、地域住民の意思の反映や議会による検証を可能とするよう、教育委員会の会議や活動内容の公開、第三者の知見を活用した活動状況の点検・評価などを促す。

◇ 市町村への権限の移譲

県費負担教職員の人事権を移譲することについて、すべての市町村において一定水準の人材確保を図ることができるよう、小規模市町村の行政体制の整備の状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みや給与負担、学級編制、教職員定数の在り方などとともに、引き続き検討する。

◇ 新しい職の設置等による学校の組織運営の改善

各学校において、改正学校教育法により新設された副校長、主幹教諭等の職の活用も図りつつ、校長のリーダーシップの下、例えば、校長裁量経費や

教員の公募制の導入、校長の在職期間の長期化等、優れた民間人の校長等への登用等、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、各教育委員会等の取組を促す。教育委員会において、管理職の登用を含め、人事管理を厳格に行い、公正かつ適正な管理運営体制を確立するよう促す。

あわせて、学校が、地域との連携を深めながら、人材や時間を有効に活用し、子どもたちにきめの細かい指導を行うことができるよう、また、外部の専門家等の協力も得て保護者や地域の多様な要望により適切に対応することができるよう、学校の組織運営体制の改善に向けた各教育委員会・学校の取組を促す。

◇ 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るため、学校評価システムの充実に向けて取り組む。具体的には、教職員による自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価について、できる限りすべての学校において実施されることを目指し、各学校・教育委員会の取組を促す。また、それらの評価結果の公表などの積極的な情報公開を促すとともに、評価結果について設置者に報告し、その結果に基づき教員及び各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図るよう各学校・教育委員会の取組を促す。教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するよう促す。専門的・客観的な視点からの第三者評価について更に検討を深め、その仕組みの確立に向けて取り組む。

◇ 家庭・地域と一体になった学校の活性化

学校の組織運営体制を確立する観点からも、家庭・地域と一体になった学校の活性化を推進する。(第3章(3)基本的方向1①◇家庭・地域と一体になった学校の活性化の項を参照。)

⑤ 幼児期における教育を推進する

改正教育基本法第11条(幼児期の教育)の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組む。

【施策】

◇ 認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進

国民の多様なニーズに応えるため、認定こども園については、利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が2,000件以上になることを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革に取り組む。

また、小学校就学前の幼児のうち3歳児については、幼稚園、保育所又は認定こども園への就園の普及啓発に努めていく。

◇ 幼児教育全体の質の向上

- ・ 幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成21年から実施するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校の連携を促す。また、幼稚園が行う「預かり保育」についても、新しい幼稚園教育要領に規定した内容の周知を図る。
- ・ 幼稚園における学校評価の実施とその結果の公表についても、幼稚園の特性を踏まえて、前述の小学校や中学校等と同様の取組を推進する。
- ・ 教職員の資質向上のため、幼稚園・保育所の教職員に対する合同研修を促進するとともに、養成段階における幼稚園教諭免許と保育士資格の取得の促進はもとより、現職者においてもそれらの併有を促す。さらに、幼稚園教諭一種免許状を有する現職幼稚園教員の増加を促す。
- ・ 幼稚園の保健安全対策に関する取組を促す。

◇ 幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減

幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、小学校就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

◇ 幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進

幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園等を活用した子育てへの支援を推進する。(第3章(3)基本的方向1②◇幼稚園等を活用した子育ての支援の推進の項を参照。)

⑥ 特別なニーズに対応した教育を推進する

改正教育基本法第4条第2項において、障害のある者への教育上の支援について新たに規定された。障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。あわせて、外国人児童生徒など、特別なニーズを有する者に対応した教育を推進する。

【施策】

◇ 特別支援教育の推進

幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うため、特に、特別支援教育支援員の配置を促すとともに、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して「個別の指導計画」等が作成されるよう促すなど、体制整備を推進する。

また、特別支援学校については、外部専門家の活用を含めた教員の専門性の向上や就職率の改善のための取組への支援を推進する。あわせて、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深めるための活動を推進する。

特別支援学校の在籍児童生徒等の増加に伴う大規模化等に対する地方公共団体等の取組を支援する。

◇ 外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進

小・中・高等学校等における外国人児童生徒等の受入体制の整備や指導の推進のため、母語の話せる支援員を含む外国人児童生徒等の指導に当たる人材の確保や資質の向上、指導方法の研究及び改善を行うとともに、関係府省との連携を図りながら、地方公共団体における先進的なモデル事業例の情報提供など就学の促進等の取組を推進する。

また、在外教育施設に在籍する児童生徒への教育を推進する。

基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

① 社会の信頼に応える学士課程教育等^{注1}を実現する

高等教育の大衆化が進行して同世代の過半数が進学する「ユニバーサル段階」、そして、少子化により18歳人口が減少し、いわゆる「大学全入」時代を迎える中で、大学等における教育の質の確保が重要な課題となっている。

このため、大学等が社会的ニーズや学習者の様々なニーズに的確に対応するとともに、それぞれの掲げる教育研究上の目的の下、教養と専門性を備えた人間を育成することができるよう、各学校の位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた質の高い教育の展開を支援する。大学については、教学経営において特に重視すべき三つの方針、すなわち「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の統合的な運用による優れた実践の普及を促進する。その際、それぞれの個性・特色を一層明確にする教育や大学教員の教育力向上のための取組を促す。

【施策】

◇ 社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上

学士課程で身に付ける学習成果（「学士力」）の達成等を目指し、各大学等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、卒業認定も含めた厳格な成績評価システムを導入するよう支援する。さらに、教育環境の改善・充実を図り、すべての大学等において教員の教育力の向上のための取組が実質化されるよう、教員の教育業績の評価、学生による授業評価の結果を改善へ反映させる組織的取組等を促すとともに、優れた取組を行っている大学等を支援する。

こうした各大学等における教育改善の取組を推進するため、教員の教育力の向上のための拠点形成とネットワーク化を推進するなど、個別の大学等の枠を超えた質保証の体制や基盤の強化を支援する。

さらに、ICTを活用した教員の教育力向上・教材作成や、国内外の教育コンテンツ等の情報収集・発信、海外の中核的機関との連携強化等を支援す

注1 学士課程教育等とは、学士課程教育及び短期大学士課程教育を指す。

る。

◇ 共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上

学生が教育分野にかかわらず共通に身に付ける学習成果について、国際的通用性の確保にも留意しつつ、明確化に取り組むとともに、分野別の教育の質の向上・保証を行うため、学習成果や到達目標の設定などの取組を促す。あわせて、教育の分野別質保証の在り方について日本学術会議との連携を図りつつ、それぞれの質の保証に向けた枠組みづくりを進める。

◇ 高等学校と大学等との接続の円滑化

各大学等が入学者受入れ方針の明確化を図りつつ、高等学校段階の学習成果を適切に評価する大学入試の取組を促すなど、高等学校と大学との接続の円滑化を図る。また、高等学校段階での学習成果を客観的に把握し、高等学校の指導改善や大学入試などにも幅広く活用できる方法について、中央教育審議会の審議を踏まえ、高大関係者が十分に協議・研究するよう促す。また、高校生が大学教育に触れる機会等を充実するため、大学等の高大連携に関する優れた取組を支援する。大学への飛び入学については、「特に優れた資質」の判定や大学における指導体制など現行制度のより柔軟な運用を図り、各大学における積極的な取組を促す。

② 世界最高水準の卓越した教育研究拠点形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する

国際競争力のある世界最高水準の大学づくりのため、「大学院教育振興施策要綱」（平成18～22年）に基づき、世界最高水準の卓越した教育研究拠点の重点的な形成を支援するとともに、大学院における優れた組織的な教育の取組を支援する。あわせて、意欲と能力のある若手研究者等が活躍できる環境づくりを支援する。

【施策】

◇ 世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成

博士後期課程の学生を含む優れた若手研究者の育成機能の強化や国内外の大学・機関との連携強化等を通じて国際的に卓越した教育研究拠点の形成を支援する。特に、平成23年度までに、世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する。また、学術の発展と人材育成の充実のため、国公私を通じた共同利用・共同研究拠点の整備を支援する。

◇ 大学院教育の組織的展開の強化

産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するため、コースワーク^{注1}の充実等、大学院における組織的・体系的な優れた教育の取組を促す。また、大学院修了者等の一層の活用や、国内外に開かれた入学者選抜や大学院への早期入学等を含め、より開かれた大学院入学を促

注1 コースワークとは、学習課題を複数の科目等を通じて体系的に履修することを指す。

進めるための方策等について検討し、「大学院教育振興施策要綱」に適宜反映させる。

◇ 若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入

若手研究者の自立的な環境整備のためのテニユア・トラック制^{注1}の導入、多様なキャリアパスを切り拓くための人材養成等の組織的な取組、女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、研究と出産・育児等の両立のための取組を推進する。

③ 大学等の国際化を推進する

海外の有力大学等との連携や海外展開を通じ、我が国の大学等の国際化や国際競争力の向上を図るとともに、国際的な環境で学生や教員が学ぶことができる機会の充実に向けた取組を促す。このため、大学教育のグローバル化を目指した当面の施策についての基本的な考え方に基づく取組を推進する。

【施策】

◇ 留学生交流の推進

大学等の国際化や国際競争力の強化を図るとともに、諸外国との相互理解や我が国が安定した国際関係を築く上での基礎となる人的ネットワークを形成する留学生交流を推進する。

留学生受入れについては、2020年の実現を目途とした「留学生30万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進し、高度人材受入れとも連携させながら、留学生の就職支援等を進め、留学生受入れを拡大させる。

また、国際的に活躍できる人材の育成を図るとともに、大学間交流の活性化、ひいては日本社会のグローバル化に資する観点から日本人学生の海外留学・体験のための取組を推進する。

◇ 大学等の国際活動の充実

大学教育の質の向上と国際競争力の強化を図るため、国際活動のための事務局体制等の基盤強化や、海外の有力大学等との連携によるダブル・ディグリー等の複数学位制^{注2}や単位互換、英語等の外国語による教育、9月入学（秋季入学）、サマープログラム等の充実に向けて、大学等の取組を促す。

④ 国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する

地域社会においてニーズの高い教育や、地域の活性化等の社会貢献のため、国公立の大学等の協同で行う取組を支援する等、各大学等がそれぞれの特色を活かして行う地域振興に貢献する取組を促す。

【施策】

注1 テニユア・トラック制とは、若手研究者が、厳格な審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積むことができる仕組みを指す。

注2 ダブル・ディグリー等の複数学位制とは、一般的には、我が国の大学と外国の大学間の連携により、学生が一定期間において複数の学位を取得できる履修形態を指す。

◇ 複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援

全国各地域において、大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を複数の大学間で有効に活用し、地域人材の育成・イノベーション創出等の地域貢献機能の強化・拡大及び教育研究の多様化・特色化を図るための取組（国公私を通じたコンソーシアム^{註1}）が、充実したものとなるよう、支援する。また、国公私を通じ複数の大学等が学部・研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設する。

◇ 生涯を通じて大学等で学べる環境づくり

個人のキャリア形成や地域活動への参画等のため、生涯にわたる学習へのニーズが高まっていることに対応し、大学等における社会人等受入れに必要な環境の整備を促すとともに、大学等と産業界等との連携による取組への支援により、大学等における社会人受入れを促す。

◇ 地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化

医療人養成の中核的機関である大学・附属病院の運営基盤を強化するとともに、地域の医療機関との緊密な連携体制の構築を通じた医療分野における大学等の地域貢献の取組を支援する。特に、地域医療、がんなど社会的要請の強い分野について、専門性の高い医療人の養成を促す。

⑤ 大学教育の質の向上・保証を推進する

高等教育の量的拡大や多様化の一層の進展を踏まえ、学習者の保護や国際的通用性の観点から、高等教育の質を保証する取組を推進する。その際、個々の機関の設置目的や使命等も踏まえ、それぞれの機能や役割に則して多元的な評価が行われるよう留意するとともに、個別の大学等の枠を超えた質保証の体制や基盤の強化を促す。

また、大学等の設置認可や認証評価制度、情報公開を含めた包括的な教育の質保証の在り方について、中央教育審議会において検討し、認証評価制度の第2サイクルに向け、必要な措置を講じる。

【施策】

◇ 事前評価の的確な運用

我が国の大学等が国際的に通用するための最低限の要件を明確化する観点から、事後評価との適切な役割分担と協調を図りつつ、教員組織、施設・設備等に関して大学設置基準等の見直しを行うとともにその的確な運用を進める。

◇ 共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上

大学教育の質の向上・保証を推進する観点からも、共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上を推進する。（第3章（3）基本的方向3①◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上の項を

注1 国公私を通じたコンソーシアムとは、ここでは、設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間（地域を含む）の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を行う取組を指す。

参照。)

◇ 大学評価の推進

大学評価システムの確立・定着に向け、認証評価（機関別、専門職大学院専門分野別）、自己点検・評価、分野別評価等の大学評価に関して、大学等と評価機関が行う効率的な評価方法の開発等を促すとともに、参考となる多様な事例を集積・提供すること等により、認証評価等の大学評価の充実と教育の質の向上を図る。あわせて、認証評価等の大学評価による評価結果や、例えば、教員数、学生数、教員の研究業績等の大学情報を積極的に提供するように促す。

⑥ 大学等の教育研究を支える基盤を強化する

次世代をリードする人材の育成に向け、学術の中心である大学等の基礎的な教育研究を支えるとともに、競争的環境の中で、各大学等が主体的にそれぞれの特色ある発展と教育研究の質の向上を図ることができるよう支援する。

【施策】

◇ 大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援

大学等における教育研究の質を確保し、優れた教育研究が行われるよう、引き続き歳出改革を進めつつ、基盤的経費を確実に措置する。あわせて、人材の育成や大学の教育研究の高度化に資する科学研究費補助金等の競争的資金等の拡充を目指す。その際、科学研究費補助金の間接経費^{注1}について、30%の措置をできるだけ早期に実現する。

また、国立大学法人運営費交付金については、①教育研究両面の努力と成果、②大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現する。その際、国立大学法人評価の結果を活用する。あわせて、企業や個人等からの寄附金、共同研究費等の民間からの資金の活用について、各大学の自助努力を後押しするための税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める。

◇ 大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化

優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進するため、大学等の施設・設備について、安全性の確保だけでなく、現代の教育研究ニーズを満たす機能を備えるよう、重点的・計画的な整備を支援する。このため、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」（平成18～22年度）を着実に実施する。

◇ 時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革

国立大学の再編統合、学部の再編や学部入学定員の見直し、徹底したマネジメント改革、学部の壁を越えた教育体制など、時代や社会の要請に応えるための国立大学法人の自主的な取組を促す。また、一つの国立大学法人による複数の大学の設置管理等についての検討を行う。

注1 間接経費とは、競争的資金を獲得した研究者の属する機関に対して研究費の一定比率が配分され、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費に充てるものを指す。

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

① 安全・安心な教育環境を実現する

子どもたちが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できるよう、教育環境の整備に取り組む。

【施策】

◇ 学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築

基本的な教育条件を全国を通じて確保するため、学校施設の整備を支援する。また、児童生徒等が安心して学び、生活する場であるとともに、応急避難場所としての役割も果たす小中学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の整備を支援する。特に、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い小・中学校等施設（約1万棟）について、優先的に耐震化を支援する。地方公共団体等に対し、今回の計画期間中のできる限り早期にこれらの耐震化が図られるよう要請する。あわせて、バリアフリー化、アスベスト対策等の施設環境の整備を支援する。

◇ 地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保

学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携による地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を推進する。その一環として、小学校におけるスクールガードリーダー^{注1}を、5校に1人程度の割合で配置することを目指す。あわせて、事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、すべての小中学校において、教育面と管理面から成る学校安全に関する計画の策定を目指す。

◇ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する観点からも、放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくりを推進する。（第3章（3）基本的方向1①◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくりの項を参照。）

② 質の高い教育を支える環境を整備する

子どもたちが、質の高い充実した教育環境の中で学ぶことができるよう、教材や図書の整備を図る。また、「分かる授業」の実現や「確かな学力」の向上、事務体制の効率化や家庭や地域との連携に資するよう、学校における情報化の推進に取り組む。あわせて、国においては、各地方公共団体におけるこれらの取組を

注1 スクールガードリーダーとは、学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者を指す。

いわゆる「公教育費マップ」の公表などにより国民に分かりやすく説明し、効率的・効果的な取組を促す。さらに、教育に関する研究成果等の蓄積・活用等に取り組む。

【施策】

◇ 学校図書館の整備の推進

学校図書館資料を充実させるため、平成19年度から23年度までの「学校図書館図書整備5カ年計画」に基づく単年度約200億円の地方財政措置の活用も促しつつ、学校図書館図書標準の達成を目指す。あわせて、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進めるとともに、学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を促す。

◇ 教材の整備の推進

教材費の地方財政措置を活用し、学校現場に十分な教材が行き渡るよう、計画的な教材整備を促す。また、学習指導要領の改訂等を踏まえ、新たな教材整備年次計画を策定する。

◇ 学校の情報化の充実

教育用コンピュータ、校内LANなどのICT環境の整備と教員のICT指導力の向上を支援する。また、教材・コンテンツについて、その利用等を支援し、ICTの教育への活用を促すとともに、校務の情報化、ICT化のサポート体制の充実を促す。IT新改革戦略に基づき、平成22年度までに、校内LAN整備率100%、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人、超高速インターネット接続率100%、校務用コンピュータ教員1人1台の整備、すべての教員がICTを活用して指導できるようになることを目指すとともに、教育委員会や小中高等学校等への学校CIO^{注1}の配置を促す。

また、平成23年の地上デジタル放送への移行を踏まえ、その効果を教育において最大限活用するための取組を支援する。

◇ 教育に関する研究成果等の蓄積・活用

個々の学校における教育内容・方法等の改善や教職員の資質向上を支援するため、教育に関する様々なデータや研究成果の蓄積とその活用に取り組む。

また、大学と教育委員会等のネットワークにより、大学の先端的な英知を教育の改善に活かす取組（「大学発教育支援コンソーシアム」構想）を支援する。

③ 私立学校の教育研究を振興する

私立学校は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究の展開を担うなど、我が国の学校教育の質・量両面にわたる発展に重要な役割を果たして

注1 学校CIO (Chief Information Officer) とは、学校の情報化を計画的かつ戦略的に進めるための統括責任者又は統括責任機関をいう。

いる。このような私立学校の特性と役割にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、私立学校の教育研究に対する支援を行う。特に、優れた教育研究に取り組む私立大学に対して重点的に支援を行うことにより、私立学校の教育研究を振興する。あわせて、定員割れとなり、十分な授業料収入等の自己収入を確保できないこと等により、収支のバランスが悪化している学校法人も増加する中で、学校法人の自主的な努力による健全な経営の確保を促す観点から、学校法人に対し、経営に関する指導・助言等の支援を行うとともに、積極的な財務情報等の公開を促す。

【施策】

◇ 私学助成その他の総合的な支援

教育条件の維持向上、私立学校に在学する幼児から学生までに係る修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上のため、私学助成その他の総合的な支援を行う。

その際、私立大学等については、各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援を行い、教育研究活動の活性化を促進する。また、経済的理由から授業料の納付が困難な児童生徒に対して私立の高等学校等が行う授業料減免事業に対する支援を行うとともに、私立の幼稚園が実施する地域における子育て支援活動等に対して支援を行う。私立学校の教育研究施設の耐震化等を支援する。

◇ 私立大学における教育研究の振興

世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成への支援^{注1}、国公私を通じた大学教育改革の支援や、共同利用・共同研究拠点の整備への支援^{注2}等を行う中で、私立大学における教育研究を振興する。また、競争的資金について間接経費30%の措置をできるだけ早期に実現する。

◇ 学校法人に対する経営支援

学校法人の健全な経営を確保することを目的として、学校法人の自主的な経営改善努力を促すため、経営相談や経営分析を通じた指導・助言などの支援を行う。また、各学校法人が財務情報及び入学者数等の情報を積極的に公開するよう促す。

④ 教育機会の均等を確保する

能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じる。

【施策】

◇ 奨学金事業等の推進

教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生等に対して、奨学金事業等を推進する。また、各都道府県及び市町村においても、適切な就学援助や高等学校奨学金事業が行われ

注1 第3章(3)基本的方向3②◇世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成の項を参照。

注2 第3章(3)基本的方向3②◇世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成の項を参照。

るよう促す。

◇ 学生等に対するフェローシップ等の経済的支援の推進

優秀な人材を育成するため、競争性を十分確保しつつ、フェローシップ^{注1}やティーチング・アシスタント^{注2}、リサーチ・アシスタント^{注3}等の経済的支援を行う。特に、博士課程（後期）在学者の2割程度が生活費相当額程度を受給できるようにすることを目指す。

◇ 幼児教育の無償化の検討

幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、小学校就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。（第3章（3）基本的方向2⑤◇幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減の項を参照。）

◇ 私学助成その他の私立学校に対する支援

私立学校に在学する幼児から学生までに係る修学上の経済的負担を軽減する観点からも、私学助成その他の私立学校に対する支援を行う。その際、経済的理由から授業料の納付が困難な児童生徒に対して、私立の高等学校等が行う授業料減免事業に対する支援を行う。（第3章（3）基本的方向4③◇私学助成その他の総合的な支援の項を参照。）

◇ 民間からの資金の受入れ促進等のための取組の推進

企業をはじめとする多様な主体による教育の振興に資する寄附の促進、教育機関の自助努力や教育に関する取組を行う民間団体等の自立的・継続的な活動の支援、家計の負担が大きい高校生・大学生の教育費負担の軽減等のため、税制上の措置の活用を促すとともに、社会における寄附文化の醸成に向け取り組む。

（4）特に重点的に取り組むべき事項

（3）で述べた今後5年間に取り組むべき施策の中でも、とりわけ以下の事項については、特に重点的な取組を推進する。

◎ 確かな学力の保証

○ 新学習指導要領の実施

基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成などを通

注1 フェローシップとは、いわゆる「研究奨励金」のことであり、優れた博士課程（後期）在学者又はポストドクテラール等に対し、研究に専念するために、一定期間資金を供与するものを指す。

注2 ティーチング・アシスタント(TA)とは、優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実験・実習等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたものを指す。

注3 リサーチ・アシスタント(RA)とは、大学等が行う研究プロジェクト等に、大学院生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成を図るとともに、これに対する手当を支給するものを指す。

じ、「確かな学力」を養うとともに、「生きる力」を育成することを目指す小・中学校の新学習指導要領について、平成20年度に集中的に周知を図り、平成21年度から可能な限り先行実施する。小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から新学習指導要領に基づく教科書を用いて完全実施する。

また、新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備について検討する。

○ 学力調査による検証

教育における検証・改善サイクルの確立に向け、児童生徒の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する。

また、高等学校についても、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を促す。

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

○ 道徳教育や伝統・文化に関する教育、体験活動等の推進

道徳教育について、新学習指導要領に基づき充実強化を図る。特に、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の下での指導計画づくりなどを促進するとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材が教科書に準じたものとして十分に活用されるよう、国庫補助制度等の有効な方策を検討する。また、子どもの発達の視点を踏まえつつ、家庭、学校、地域が一体となって徳育を推進するための諸方策について幅広く検討を行う。

あわせて、新学習指導要領に基づき、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う観点から、我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する。

全国の小学校、中学校及び高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を行う機会の提供について関係府省が連携して推進するとともに、子どもの読書活動を推進する。

○ 体力向上に向けた方策の推進

新学習指導要領における小・中学校の体育等の授業時数の増加を踏まえ、学校体育及び運動部活動の充実を図るため、外部指導者の積極的な活用を促す。

また、体力等の全国的な状況の把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を促す。

これらの取組を通じて、子どもの体力を上昇傾向に転じさせ、昭和60年頃の体力水準への回復を目指す。

○ いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進

いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等への対応の推進を図るため、外部の専門家等からなる「学校問題解決支援チーム」や、「非行防止教室」等を有効活用し、関係機関等と連携した取組を促進する。

教育相談等を必要とするすべての小・中学生が、スクールカウンセラーやスクー

ルソーシャルワーカー等による相談等を受けられるよう促す。

○ 幼児教育の推進

幼稚園と保育所の連携を進め、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成21年度から実施するとともに、幼児教育に携わる教職員の資質向上のための取組を促す。あわせて、認定こども園については、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が2,000件以上になることを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革に取り組む。

◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

○ 教員の資質向上

メリハリある教員給与体系の推進、実践的指導力の育成のための教員養成課程の改善、多様で質の高い人材の確保のための採用方法の改善、厳格な人事管理や研修の充実の促進、平成21年度から教員免許更新制が円滑に実施されるよう必要な取組等を行う。

○ 教員の子どもと向き合う環境づくり

教職員配置の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の積極的な活用、「学校支援地域本部」などの地域住民による学校支援の取組、調査の見直し、教育現場のICT化、事務の簡素化・外部化などの取組を支援する。

◎ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進

○ 特別支援教育

発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うため、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して「個別の指導計画」等が作成されるよう促す。

○ 不登校の子ども等の教育機会についての支援

不登校の児童生徒への学校内外における相談体制の整備を進めるなど、不登校の子ども等の教育機会について支援を図る。

◎ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり

○ 家庭教育支援

子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。

○ 地域が学校を支援する仕組みづくり

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支える「学校支援地域本部」などの取組を促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す。

- 放課後等の子どもたちの学習活動や体験活動等の場づくり
放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、学習活動や体験活動等の場や適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る「放課後子どもプラン」などの取組を通じ、広く全国の小学校区で放課後等の子どもたちの学習活動や体験活動等の場づくりが実施されるよう促す。
- ◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
 - キャリア教育や専門高校における職業教育の推進
中学校を中心とした職場体験活動をはじめ、キャリア教育を推進する。あわせて、すべての専門高校において、地域社会との連携強化等を重視するなど、職業教育の活性化を促す。
 - 専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進
大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す。特に、国際的に活躍できる高度専門職業人を養成するため、専門職大学院等の教育の高度化を促すとともに、各分野の評価団体の形成を促進する。さらに、実践的・創造的な技術者を養成するため、高等専門学校の振興のための計画を策定し、その実現に向けた取組を行う。
 - 生涯を通じて大学等で学べる環境づくり
個人のキャリア形成や地域活動への参画等のため、生涯にわたる学習へのニーズに対応し、大学・短期大学、専修学校等における社会人等受入れに必要な環境の整備を促すとともに、大学等と産業界等との連携による取組への支援により、大学等における社会人受入れを促す。
- ◎ 大学等の教育力の強化と質保証
 - 社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の実現
学士課程で身に付ける学習成果（「学士力」）の達成等を目指し、各大学等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、厳格な成績評価システムを導入するよう優れた取組を支援する。また、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくよう優れた取組を支援する。さらに、大学等の設置認可や認証評価制度、情報公開を含めた包括的な教育の質保証の在り方について、中央教育審議会において検討し、必要な方策を講ずる。
 - 国公私を通じた大学間の連携による戦略的な取組の支援
全国各地域において、大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を有効に活用し、地域貢献等を推進するための取組が充実したものとなるよう支援する。また、国公私を通じ複数の大学等が学部・研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設する。あわせて、大学等が社会的要請の高い人材育成について地域や産業界と連携して行う優れた取組を支援する。
- ◎ 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進
 - 世界最高水準の教育研究拠点の形成と大学院教育の振興

平成23年度までに、世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する。あわせて、すべての大学院において、大学院教育の組織的展開の強化を図り、国際通用性を確保し、高度な課題探求能力が育成されるよう、優れた取組を支援する。また、科学研究費補助金の拡充を目指すとともに、国公私を通じた共同教育研究拠点の整備を支援する。

○ 「留学生30万人計画」の実施

2020年の実現を目途とした「留学生30万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進し、高度人材受入れとも連携させながら、留学生受入れを拡大させる。

◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

○ 学校等の教育施設の耐震化の推進

小・中学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の整備を支援する。特に、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い小・中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援する。地方公共団体等に対し、今回の計画期間中のできる限り早期にこれらの耐震化が図られるよう要請する。

○ 学校における安全・安心の確保

子どもの安全と安心を確保するため、小・中学校において教育面と管理面から成る学校安全と学校保健に関する計画が策定されることを目指す。あわせて、学校と警察等の関係行政機関、地域のボランティアや医療機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身をはぐくむ取組を推進する。

○ 私立学校の振興

私学助成、国公私を通じた教育研究支援や学校法人に対する経営指導など各種の方策により、私立学校の教育研究の振興を図る。

○ 教育への機会の保障

就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討、就学援助、奨学金、私学助成、税制上の措置の活用を通じた教育への機会の保障を図る。

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 関係者の役割分担、連携協力

① 計画の実施に当たり国の果たすべき役割

教育振興基本計画を実効あるものとするため、政府は、重点的に取り組むべき事項をはじめとして計画に掲げられた施策を推進するに当たり、関係府省間の緊密な連携を図り、その成果を見極めながら、効率的・効果的に実施する必要がある。このため、教育行政と、児童福祉や職業能力開発などの関係分野の行政との連携・協力の推進に努める必要がある。

また、教育は、多くの関係者の取組により社会全体で担われるものであり、本計画に基づき国が施策を推進するに当たっては、地方公共団体や、教育関係事業者、NPO等の民間団体など各分野において多様な主体によって行われている様々な活動にも十分に目を配り、それらとの適切な連携を図るとともに、相互の活動がより効率的・効果的に推進されるよう配慮することが必要である。

② 地方公共団体に期待される役割

教育の振興に関し、地方公共団体には、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地方公共団体の経済的・社会的条件等に応じた施策を策定し、実施することにより、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められる。

その際、地方公共団体の中でも、市町村と都道府県が担うべき役割はそれぞれ異なることに留意する必要がある。市町村は、最も住民に身近な立場で、その意思を十分に把握し、また、関係者との連携を図りながら、行政を行うことが求められる。具体的には、義務教育を行うのに必要な小中学校を設置し、教育活動を実施する責任を有する。あわせて、市町村立の高等学校、大学等、図書館、博物館、公民館、体育館等の設置管理、教育・文化・スポーツ等に関する各種事業の実施等を担うことが求められる。一方、都道府県は、広域的な処理を必要とする教育事業の実施及び高等学校、大学等の設置管理、市町村に対する教育条件整備のための支援、市町村における教育事業の適正な実施のための指導、助言、援助等を担う。今後、地方分権が進めば進むほど、それぞれが自律的にその責任を果たさなければならない。

改正教育基本法には、地方公共団体においても、国の教育振興基本計画を参酌しながら、その実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努める旨の規定が盛り込まれた。これまでも、多くの地方公共団体において教育に関する計画が策定されるなど、教育の振興のための施策が進められているところであるが、今後、各地方公共団体においては、国の教育振興基本計画を参考にしつつ、自らの地方公共団体における教育の総合的な振興を図っていくために、具体的

にどのような対応が必要であり、そのためにはどのような計画を策定すべきかについて、地域の実情に照らしながら、主体的に判断し、より一層積極的な取組を進めることが期待される。

今後、地方分権が更に進むことが見込まれる中で、これからの時代の地域を支え、興すのは、その地域の人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは「人づくり」である。それぞれの地域ごとに置かれている条件や抱える課題は様々であり、地方公共団体においては、教育を何よりも大切にすると立場から、その地域ならではの充実した教育の実現に向けた取組が期待される。

(2) 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用

教育は我が国社会の存立基盤ともいべきものであり、憲法第26条に定める教育の機会均等の観点からも、教育は円滑かつ継続的に実施されなければならない。このような観点から、改正教育基本法第16条第4項には、国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない旨規定されている。我が国の教育の振興を図っていくためには、国と地方公共団体が、それぞれの役割を踏まえ所要の財政上の措置を講じていく必要がある。

現在の国の財政状況は大変厳しい状況にあり、これまでの歳出改革等の改革努力を継続する必要がある。その際、限られた予算を最大限有効に活用する観点から、施策の選択と集中的実施を行うとともに、コスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。新たな施策を講じるに当たっては既存施策の廃止・見直しを徹底することが必要である。

あわせて、我が国の教育に対する公財政支出は、全体の7割以上を地方が占める構造となっており、我が国の教育の振興に当たっては地方公共団体の取組が不可欠である。各地方公共団体においても、国と同様に大変厳しい財政状況の下ではあるが、自らの責任の自覚に基づき、それぞれの実情を踏まえつつ、創意工夫を凝らしながら、当該地域における教育の振興に取り組まれるよう、強く期待したい。

さらに、企業や個人等からの寄附金、共同研究費等民間からの資金の活用について、各教育機関の自助努力を後押しするための税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める必要がある。

(3) 的確な情報の収集・発信と国民の意見等の把握・反映

教育振興基本計画の推進に当たっては、施策の立案や実施におけるプロセスの透明性を確保するとともに、幅広い国民の参画を得て施策を推進することが重要である。このため、教育に関する施策に関し、迅速かつ的確な情報の収集・発信に努めるとともに、公聴の機会の充実等により、国民の意見等の把握・反映に努める必要がある。

(4) 新たに検討が必要となる事項への対応

政府は、今後5年間、第3章に掲げた施策等の着実な実施を中心に教育の振興に取り組む必要がある。一方で、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化している。こうした状況に対応するためには、今後の計画期間においても、必要に応じ、適時適切に新しい課題に対する検討を進めるとともに、迅速な対応を行っていく必要がある。

(5) ^{しんちよく}進捗状況の点検及び計画の見直し

教育振興基本計画を効果的かつ着実に実施するためには、事業量指標ではなく、成果指標による定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠である。このため、関係府省は、毎年度、自らの施策の進捗状況について、点検を行う必要がある。その場合、十分な成果を上げることのできない施策については廃止するなどの対応も必要である。

また、計画の年度ごとの成果の進捗状況等については、広く国民に情報提供する必要がある。

今回の教育振興基本計画は、政府が5年間に取り組むべき具体的方策について示すものであることから、策定から5年後を目途に見直しを行い、次期計画を策定する必要がある。なお、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行い、その一部を改訂することもあり得るものである。

ひょうご教育創造プラン

(兵庫県教育基本計画)

平成 21 年 6 月

兵 庫 県

ひょうご教育創造プラン

(兵庫県教育基本計画)

目 次

第1部 計画の基本的事項

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨及び位置づけ | 1 |
| 2 | 計画の期間及び運用 | 1 |

第2部 教育をめぐる現状と課題

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 社会情勢の変化 | 2 |
| 2 | これまで取り組んできた教育の成果と課題 | 5 |

第3部 兵庫の教育のめざす姿

- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 基本理念 | 12 |
| 2 | 教育施策の重点目標 | 14 |

第1部 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨及び位置づけ

兵庫県では、「こころ豊かな人づくり」県民運動を背景に、教育においても小学校での「自然学校」、中学校での「トライやる・ウィーク」などの体験活動や、小学校区を基本単位にスポーツを楽しむ「スポーツクラブ21ひょうご」、県民が地域教育に参画する「地域教育推進会議」など、先進的な取組を行ってきた。

こうした本県教育の取組を踏まえ、震災からの教育の創造的復興の中で、平成15年7月、「兵庫の教育改革プログラム」を策定し、「美しい兵庫」をめざすこころ豊かな人づくり」を基調として、震災の教訓を生かした本県の「生きる力」をはぐくむ教育など、子どもたちの教育の充実に努めてきた。

さらには、独自の教育理念と特色ある教育により、公教育の一翼を担っている私立学校教育の充実支援に努めるとともに、平成16年4月に県立3大学を統合して開学した兵庫県立大学においては、総合大学の特徴と兵庫が伝統的に持つ先進性や国際性を生かし、人文・社会科学系と自然科学系との融合を重視した教育を展開してきた。

この度、これまでの兵庫の教育の成果と課題を踏まえつつ、兵庫の教育を一層充実させるため、中期的な取組の考え方や具体的施策を示す本県教育の基本的な計画を策定することとする。

本計画は、公立学校の教育や社会教育、文化・スポーツの振興など、「兵庫の教育改革プログラム」に示された施策に加え、私立学校、県立大学、生涯学習、地域教育や家庭教育など、本県の教育施策全般を可能な限り網羅するとともに、県がこれまで策定している教育の各分野に関する個別の計画等との整合を図った、本県の教育に関する初めての全体的な計画である。

また、本計画は、教育基本法¹第17条第2項の規定に基づく、本県の教育施策に関する基本的な計画である。

2 計画の期間及び運用

本計画の対象期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とする。

この間における本県が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校、教育関係機関はもちろんのこと、家庭や地域社会において期待される取組の方向についても示し、これらに沿って今後具体的施策を進めていく。

計画の進捗状況については、計画期間中においても、その成果の評価・検証を行いつつ、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととする。

¹ 教育基本法……日本の教育の基盤となる法律。現在の教育基本法は、昭和22年施行の旧教育基本法の全面的に改正、平成18年12月22日に公布、施行。

第2部 教育をめぐる現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進展

日本における平均寿命は伸長し続け、高齢者の全人口に占める割合が急速に増加している。また、少子化が進行し、平成17年には全国の総人口が前年を下回るなど、本格的な人口減少・高齢社会が到来する中、存続の厳しい集落の発生や学校の統廃合が進んでいる。

少子化や社会環境の変化等により、子どもたちの学校外でのつながりが減少しており、とりわけ異年齢の子どもと「群れて遊ぶ」ことで人間関係の持ち方やルールを学ぶといった社会生活の基盤を培う体験の機会が少なくなるとともに、子どもたちの地域活動への参加が少なくなっている。

また、社会構造の変化に伴い核家族世帯の数が増加し、子どもが家庭の中で高齢者とともに生活することが減少し、人間の尊厳や生命の尊さについての実感の醸成、倫理観の形成、世代を超えた人生の知恵の継承・発展などに支障が生じていると言われている。

このような状況の中で、世代間の交流の機会を増やすとともに、子どもたちの縦のつながりや横のつながりが強まるよう、社会教育団体や青少年団体、地域の人々が主体となって地域で展開される教育活動を充実強化することや、家庭の教育力を向上することが課題となっている。

(2) 環境問題の深刻化

経済発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、一方で地球規模での環境破壊をもたらし、人類の存亡にもかかわる事態を引き起こしている。また、自然と触れ合い、環境と共生するかつての暮らしや、生命を大切に思う心をはぐくむことの重要性が再認識されてきた。

本県においては、これまで「環境の保全と創造に関する条例」を制定し、県民の環境の保全と創造に関する自主的な取組を促し、支援してきた。また、本条例に基づく「新兵庫県環境基本計画」においては、環境学習及び環境教育の推進を基本戦略の実現に向けた主要施策の一つに掲げ、平成18年3月には「兵庫県環境学習環境教育基本方針」を策定した。

このような状況の中で、多様な主体の参画と協働により、学校・園、事業所、地域等日常生活のあらゆる場面を通じて県民一人一人が環境について学び、その学習を実践につなげていくことが課題となっている。

(3) 社会の成熟化

戦後の復興と高度経済成長のもと、経済的な豊かさを実現する一方で、伝統文化をはじめ、生活の中で培ってきた日本の文化に対する理解や関心が薄らぎ、都市化や少子化の進展など社

会が成熟化する中で、個人の価値観は、高度経済成長期までの画一的な傾向から、集団よりも個を重視する傾向に次第に変化し、多様化が進んでいる。価値観の多様化は、趣味・嗜好の分野にとどまらず、家族形態や就労形態、さらにはNPOやボランタリーグループなどに見られる個人間のつながりが多様化するなど、ライフスタイル全般に及んでいる。

このような変化は、自分にふさわしい生き方を選択することを可能にする一方で、自分さえ良ければ良いという履き違えた「個人主義」の広がりや、家庭や地域の教育力の低下、朝食を摂らないなどの食習慣をはじめとした生活習慣の乱れ、子どもたちの規範意識や学ぶ意欲、体力・運動能力の低下などへの影響も指摘されている。

また、非正規雇用の増加や就労形態の多様化による所得格差への影響や、就学支援を要する子どもの増加など、子どもたちが置かれている家庭の状況の変化も指摘されている。さらに、社会規範に対する意識の変化や地域に対する関心の希薄化などから、本来安全であるはずの学校や通学路等で子どもが被害者となる事件が跡を絶たない状況であり、保護者の間にも不安が広がっているとの指摘がある。

このような状況の中で、社会を構成する個人が、社会を維持しより良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、主体的に行動する力や、望ましい勤労観、職業観をはぐくむことなどが課題となっている。

(4) グローバル化の進展

国際社会のグローバル化の動きは、日本においても経済活動や人の往来はもとより、情報伝達や文化活動など日常生活のさまざまな面に及んでいる。

本県では、10万人を超える外国人県民が在住し、また、県内の大学・短期大学、専修学校等に在籍する留学生数はここ数年着実に伸びており、平成19年には3,700人を超え、全国8位の多さとなっている。

このような状況の中で、子ども多文化共生サポーター²を派遣して、日本語指導が必要な外国人児童生徒の教育を充実するとともに、外国人児童生徒や帰国児童生徒のみならず、すべての子どもたちにグローバル社会に生きるために必要な資質を身に付けさせることが課題となっている。また、国際社会に生きる日本人としての自覚をもたせることや、民族や国籍を異にする人々が互いに自他の文化や習慣を尊重し、共に生きる心をはぐくむことが課題となっている。

(5) 高度情報化の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術の発展は、社会の情報化を急速に進め、オンラインショッピングなど人々の生活に利便性をもたらしただけでなく、だれもが容易に必要な情報を入手し、発信することを可能にした。一方、近年子どもたちの携帯電話などの情報通信機器の利用の増加に伴い、メールやインターネットを利用する機会が増え、大人の知らないところで、出会い系サイトなど心身の健やかな成長を阻害する内容の情報にさらされ、トラブルに巻き込まれる危険性が增大している。

また、平成18年には、全国的にいじめが大きな社会問題となり、インターネット上の学校非

² 子ども多文化共生サポーター……日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語を介して、教員等とのコミュニケーションを円滑に進め、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期対応を促進するために派遣する非常勤嘱託員。

公式サイト³などの掲示板やブログ⁴への誹謗中傷の書き込みによる、いわゆる「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめの問題が生じている。

このような状況のもと、大人がネット社会についてしっかり理解するとともに、子どもに情報を適切に活用するために必要な基礎的知識や技術を身に付けさせるなど、人権尊重の視点を踏まえた情報モラル⁵や情報リテラシー⁶の向上を図り、高度情報化社会に主体的に対応できる力を育成する教育を展開することが課題となっている。

(6) 新行財政構造改革推進方策の策定

阪神・淡路大震災から14年が経過し、本県は今、復旧・復興から新しい兵庫づくりへの新たなステージに立っている。

震災からの創造的復興を進めるため、本県の行財政運営は相当の無理を重ねてきた。これからの10年は、平成20年10月に策定された新行財政構造改革推進方策〔新行革プラン〕に基づき、震災で悪化した財政の改善を図りながら、元気で安全・安心な兵庫づくりに全力で取り組まなければならない。

(7) 教職員の年齢構成の急激な変化や教育委員会の在り方をめぐる変化

戦後の第一次ベビーブームに誕生したいわゆる団塊の世代が定年退職期を迎え、本県の教職員についても、この数年間は経験豊富な教員の減少と若年世代の増加が同時に進行し、教職員の年齢構成が急激に変化している。こうした時期にあつて、教育に強い意欲を持った人間性豊かで優秀な人材を新たに教員に採用することや、これまで教育の現場で、先輩教職員が培ってきた指導技術や児童生徒に寄り添うカウンセリングマインド⁷を、あとに続く世代の教職員に継承し、発展・深化することが課題となっている。

教育委員会については、会議の形骸化や委員の名誉職化など、その在り方について国民的な議論となった。このため、教育基本法の改正直後の平成19年6月、教育委員会制度の改革が行われた。このような全国的な改革が進む中、本県においても、いわゆるレイマン⁸により構成される教育委員⁹が幅広い識見に基づき、合議体の教育委員会として、教育行政の事務執行について適切に指揮監督を行い、教育行政に住民の意向がより反映されるよう取り組まなければならない。

³ 学校非公式サイト……インターネット上の、学校の直接的な管理が行き届かない場所で、生徒もしくは関係者が学校の公式ページとは別に情報交換の場として立ち上げた非公式の匿名掲示板。「学校裏サイト」ともいう。

⁴ ブログ……blog ホームページの形式の一種。日記ホームページによく似ており、個人または数人のグループで運営される。「ウェブログ (weblog)」の略で、「Web上に残される記録」というような意味を持つ。

⁵ 情報モラル……情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度。日常生活上のモラルに加えて、インターネット等の匿名性を悪用した犯罪や、コンピュータウィルスやサイバーテロが急増している現状等を踏まえて、適正な活動を行うための考え方と態度を含む。

⁶ 情報リテラシー……膨大な情報から必要な情報を入手し、効果的に利用するなど、情報を活用する能力。

⁷ カウンセリングマインド……カウンセラーの姿勢・心構えあるいは基本的態度のこと。

⁸ レイマン……Layman しろうと、専門家ではない人の意。政治や行政の一部を一般市民に委ねる方法をレイマン・コントロールと言う。教育委員会ではレイマン・コントロールにより、教育行政の方針決定が教育の専門家の独断に流れることのないように、社会の良識を広く教育行政に反映させている。レイマンは一般に「しろうと」と訳されるが、人格が高潔で幅広い識見を有するが、「教育の」専門家ではない人という意味で用いられている。

⁹ 教育委員……「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、設置される行政委員会である教育委員会を構成する非常勤の委員。兵庫県教育委員会は、6人の委員で構成される。

2 これまで取り組んできた教育の成果と課題

(1) 個性や能力を伸ばす教育の推進

社会の状況が大きく変化し、教育を取り巻く環境も大きく変わる中で、平成18年、教育基本法が約60年ぶりに改正された。平成19年度には小・中学校の、平成20年度には高等学校の学習指導要領の改訂が行われ、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、「生きる力」をはぐくむことをめざすこととされた。

県においては、これまで、学習指導要領をはじめ学校教育に関する諸制度の改正に対応しつつ、子どもの現状への適切な対処に努めながら、個性や能力を伸ばす教育を推進してきたところである。

学習指導要領は、昭和52年の改訂から「ゆとりと充実」をスローガンに掲げ、教育内容の精選と授業時間数の削減が進められ、思考力や表現力の育成といった基本的な方向を保ちながら、その後数次の改訂が行われてきた。

全国的な傾向として、児童生徒が授業を十分に理解していないといった実態や、いじめ、不登校などの教育課題が依然深刻な状況であり、また、いわゆる「学級崩壊」も生じていた。こうした状況に対応し、本県においては児童生徒一人一人の個性や能力の伸長と基礎学力の向上に向けて、平成13年度に、複数担任制・教科担任制や少人数学習指導など弾力的な学習集団の編成を行う、新学習システムを導入した。

一方、平成14年度から順次実施された学習指導要領による教育内容の削減などによるいわゆる「ゆとり教育」の実施や学校週5日制の完全実施、国際的な学力調査の結果などを背景に、子どもたちの学力低下の議論が起こった。

このことに対応して、本県では、平成16年度から、個に応じた指導を推進するため、基本的な生活習慣の定着に効果の高い35人学級編制を複数担任制等との選択により導入し、平成20年度には小学校4年生まで拡大した。

また、全国的に見ると、始業前や放課後等の時間を活用して補充指導等を行ったり、退職教員の活用等により学習の場を提供する取組が進められているほか、学校外での学習塾等との連携が行われている。

今後は、「言語活動の充実」や「理数教育の充実」など、新しい学習指導要領で示された主な改善事項を踏まえ、小学校での学びを中学校へ円滑につなぐシステムを構築するため、新学習システムの一層の充実を図ることが求められている。また、学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力等の育成など、全国学力・学習状況調査結果の分析により明らかになった課題解決に向けた取組も求められている。

また、道徳教育については、平成16年度から「道徳教育実践推進アクションプラン」に取り組み、保護者や地域の方の参画を呼びかける道徳教育フォーラムを開催したり、郷土ゆかりの人を教材化する『「地域教材の開発」指導資料』を作成するなど道徳教育の充実を図ってきた。今後は、学習指導要領で重点化を図る内容として示された生命の大切さや規範意識を身に付けさせるとともに、教育基本法の趣旨を踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度等を養うことが求められている。

さらに、活動の源である子どもたちの体力については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によれば、本県の児童生徒の体力・運動能力は全国平均を下回っていることから、体育の授業等において継続的に児童生徒の体力・運動能力の向上を図ることが求められている。

高等学校については、平成12年に策定された「県立高等学校教育改革第一次実施計画」に基づき、生徒急減期における県立高等学校の適正規模・適正配置に努め、“学びたいことが学べる魅力ある学校づくり”の理念に基づき、学校の個性化、多様化を推進するとともに、複数志願選抜や特色選抜の実施など選抜方法の改善を行ってきた。

平成20年2月には、「第一次実施計画」の基本理念を踏まえ、県立高等学校の教育改革を一層推進するため、平成21年度から5年間の「県立高等学校教育改革第二次実施計画」を策定した。今後、学校はもとより、市町教育委員会やその他の関係機関等との協議・調整を図りつつ、着実に計画を進めることが求められている。

特別支援教育については、平成19年度から、これまでの障害児教育の対象であった特別支援学校（旧盲・聾・養護学校）及び特別支援学級（旧障害児学級）、通級指導教室において学習している障害のある幼児児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍するLD¹⁰、ADHD¹¹、高機能自閉症¹²等の発達障害のある幼児児童生徒も含めた幼児児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高めることが必要とされた。こうした法改正を踏まえ、生活や学習上の困難を改善または克服するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行い、社会の一員として可能な限り主体的に生活を営むことができる力を学校教育全体の中で育成することが求められている。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園や保育所では、様々な体験を通して、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など、「生きる力」の基礎の育成に大きな役割を果たしてきた。さらに、地域の幼児教育のセンターとして教育相談などの子育て支援活動や地域の実情に応じた預かり保育を実施するなど、「親と子の育ちの場」としての役割も担ってきており、そのための支援を引き続き行っていくことが求められている。

(2) 県民の参画と協働による体験活動の展開

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの被災者が安全と安心を求めて学校に避難した。避難所となった学校では、被災者、教職員、全国各地から駆けつけたボランティアなどにより自主的な避難所運営がなされ、大人も子どももそれぞれが役割を分担し復旧・復興をめざした。これにより、学校に避難してきた住民、教職員、子どもたち一人一人の心に、共生の心が芽生えるとともに、地域住民に改めて「地域の中の学校」が意識され、「地域の子どもたちは地域で育てる」気運が醸成されるとともに、自他の生命や人権を尊重する心、ボランティア精神、共に生きる心の涵養など、多くの教訓を学ぶこととなった。

また、平成9年の神戸市須磨区の児童殺傷事件では、現代の子どもたちの抱える心の問題の深刻さや、自然体験、社会体験の重要性が改めて認識された。本県では、「なすことにより学ぶ」、「自然や社会は生きた教科書である」との教育理念のもと、小学生を対象とした「自然学校」、

¹⁰ LD……Learning Disabilities の略。学習障害。基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

¹¹ ADHD……Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥・多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。

¹² 高機能自閉症……3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわること、を特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的障害を伴わないもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

中学生を対象とした「トライやる・ウィーク」をはじめ、県立特別支援学校の幼児児童生徒を対象とした「YU・らいふ・サポート事業」、小学生を対象とした「環境体験事業」、高校生を対象とした「高校生地域貢献事業—トライやる・ワーカー」、高校生を対象とした「高校生就業体験事業—インターンシップ¹³推進プラン」などの体験活動が展開され、まさに地域に根ざした兵庫らしい新しい教育の姿として、全国へ発信されている。これらの体験活動は、県民の参画のもと、児童生徒の発達段階に応じ、体系的に実施され、兵庫型「体験教育」と言えるものである。

この兵庫型「体験教育」は、生命の営みの不思議さや自然への畏敬の念、連帯感や社会的自立、自尊感情¹⁴、勤労観、職業観などをはぐくむ貴重な機会となっている。

とりわけ、中学校2年生全員が一週間学校を離れ、職業体験、福祉・ボランティア体験、芸術・文化活動などを体験する「トライやる・ウィーク」は、教育活動に地域住民や事業所が組織化された全国でも初めての事業となり、教育分野における県民の「参画と協働」の芽生えとなった。

今後は、これまでの様々な取組を通じて醸成された県民の教育への「参画と協働」の気運を、体験活動をはじめとした子どもたちの豊かな教育活動の展開につなげるよう、引き続き、地域全体で学校を支える仕組みや、学校と家庭・地域との連携・協力体制を確立していくことが求められる。

(3) 震災からの教育の創造的復興

被災地では、地震による大きな揺れに対して恐怖心を抱き、しばらく続いた余震や大きな物音に過敏に反応する子どもたちの姿が多く見られた。また、身近な肉親や友人を亡くした子どもや長期間避難所での生活を余儀なくされた子ども、生活のため長年住み慣れたまちを離れなければならなかった子ども、震災のために家庭が経済的に困窮し、家族との時間を十分に過ごすことができなかった子どもたちが大勢いた。

その中で、教育復興担当教員¹⁵をはじめとする教職員は、カウンセリングマインドをもって子どもたちの日常生活に寄り添い、家庭との連携を大切にしながら、日々の観察や声かけなど、子どもたちの心のケアに取り組んでいった。今後とも、こうした家庭と連携した、児童生徒への理解を根底に置いた生徒指導の体制づくりが大切である。

また、震災後5年を経過した平成12年に発足した兵庫県の教職員等から構成される「震災・学校支援チーム (EARTH)¹⁶」は、平成15年の宮城県北部連続地震、平成16年の台風23号による但馬地方の水害、新潟県中越地震、平成17年には前年に起こったスマトラ島沖地震によるインド洋大津波、平成19年には新潟県中越沖地震のそれぞれの被災地に派遣された。EARTH員は、被災した児童生徒の心のケアをはじめとして避難所となった学校の支援等を行うほか、地域と連携した防災訓練における助言者や県内外の防災教育の講師を務め、助け合いやボランテ

¹³ インターンシップ……生徒が産業の現場などで、自身の学習内容や進路などに関連した就業体験をすること。

¹⁴ 自尊感情……自己に対する評価感情。「自分が好き」「自分を大切に思える」ととらえる気持ち。自分をかけがえのない存在、価値ある存在ととらえる感覚。自己肯定感、自己有用感。

¹⁵ 教育復興担当教員……阪神・淡路大震災の被災体験により心の傷を受けた子どもの心のケアに取り組むため、平成7年度から平成16年度に被災地の小、中学校に配置された教員。

¹⁶ 震災・学校支援チーム(EARTH)……阪神・淡路大震災に際して受けた全国からの支援に応えるため、平成12年度に設置した県内の公立学校教職員及びスクールカウンセラーからなる組織。(Emergency And Rescue Team by school staff in Hyogo)。

ィア精神など「共生」の心をはぐくみ、命の大切さを学ぶことを通して人としての在り方生き方を考えさせる「兵庫の防災教育」の先導的役割を果たしてきた。こうした地道な活動が認められ、EARTHは平成20年防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。

今後は、まちの復興とともに震災の記憶の風化が懸念される中、震災の経験や教訓を次代に語り継ぐ防災教育の推進を担う中心的役割を果たすとともに、活動の成果を広く国内外に発信していくことが求められている。

また、学校施設の耐震性の確保等、安全・安心な教育環境の整備も課題となっている。

(4) 「心の教育」の推進

被災した子どもたちは、日々一緒に過ごしていた身近な友だちを地震によって失う経験をすることで、人の命が突然失われるということを実感した。その体験から、命を大切にす心、今を精一杯生きることの大切さを学んでいった。

子どもたちに震災の逆境にくじけずたくましく生きる力をはぐくみ、震災後の教育復興に取り組む中で、平成9年6月に起こった神戸市須磨区の児童殺傷事件は、「子どもたちの置かれている状況をどうとらえればいいのか、また、子どもたちの心の成長をどう図っていくのか」という課題を突きつけた。

県では、平成9年8月に「心の教育緊急会議」を設置し、10月には「生と死を考え、生命の大切さを学ぶ教育」「家庭における基本的な生活習慣や倫理観等の育成」「心の教育の充実に向けた教育システムの在り方」について提言を得た。

この提言を踏まえて、「生と死を考える教職員研修」の実施などに取り組むとともに、子どもたちの内面に自己肯定感や成就感、さらには規範意識などをはぐくむことをねらいとして、小学校の「自然学校」、中学校の「トライやる・ウィーク」、高等学校の「ふれあい育児体験」や「高校生地域貢献事業」などの発達段階に応じた体験活動を展開してきた。また、平成10年4月に、心の教育総合センターを設置し、「心の教育授業案」や「ストレスマネジメント教育授業案」など実践的研究を推進し、平成18年3月には、これまでの取組を踏まえ、『命の大切さ』を実感させる教育プログラムが策定され、実践事例も示された。

今後は、これらの取組を踏まえ、生命を大切にし、人権を尊重するなど、豊かな心を培う教育の推進を図るとともに、いじめや不登校が依然として相当な数に上っていることから、不登校支援のためのネットワーク構築に加え、スクールカウンセラーやキャンパスカウンセラーなど心の専門家やスクールソーシャルワーカー¹⁷と協力し、児童生徒の心を支える取組が求められている。

(5) 私立学校の振興

県内の私立学校に通う幼児児童生徒は、高等学校では4人のうち1人にあたる約25%、中学校で約9%、小学校で約1%、幼稚園では5人のうち3人にあたる約60%と、特に高等学校、幼稚園では大きな割合を占めている。

これらの私立学校においては、建学の精神に基づき特色ある教育を行っている。幼稚園では、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の

¹⁷ スクールソーシャルワーカー……教育と福祉の両面に関して、専門的な知識、技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒の置かれた家庭等の問題に働きかけたり、関係機関と連携・調整等を行う。

教育の基礎を培う場として、自然体験、生活体験をはじめとする特色ある教育を展開するとともに、社会の都市化や核家族化の進展による社会や家庭環境の変化に応えるため、在宅幼児を対象としたわくわく幼稚園など、地域の子育て支援センターの役割も果たしている。小・中・高等学校では、一貫教育や音楽・観光等の特色あるコース、少人数の習熟度別クラス編成、礼節を重んじる教育といった独自の取組など、早くから創意工夫を凝らし個性豊かで魅力ある教育を推進するとともに、絶えず社会のニーズを取り入れた先進的な教育や全寮教育、不登校生徒を対象とした柔軟なクラス編成などを実施し、児童生徒に多様で幅広い学校選択の機会を提供してきた。加えて、スポーツ・文化活動においても全国的に高い評価を得ており、公立学校とともに公教育を分担し、兵庫の教育の一翼を担ってきた。

また、専修学校、各種学校は、社会の変化に即応したキャリア教育、実践的・専門的な職業教育や多様な分野における学習機会の提供に大きな役割を果たしている。特に専修学校の専門課程への進学者は短期大学への進学者を大きく上回り、大学進学者に次ぐ割合となっており、高等教育の一翼を担っている。また、専修学校の高等課程は、高校を中途退学した生徒の学び直しの場としても重要な役割を果たしている。

さらに外国人学校については、外国人に対する教育の機会均等にとどまらず、国際親善、国際理解の推進や外資系企業の誘致等、国際性豊かな地域社会の形成にも重要な役割を果たしている。

こうした私立学校の振興のため、本県では、従来から全国でも高い水準の私学助成を行ってきた。元気な兵庫づくりを担う人材育成は最も重要な課題であることから、今後も引き続き、私立学校の適正な運営を確保し、多様な個性や能力を伸ばす教育の充実を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助や授業料軽減等の助成を行うほか、専修学校・各種学校、外国人学校等に対し教育の振興のための助成を行うなど、私立学校教育の充実支援を行っていくことが求められている。

(6) 大学教育の展開

平成16年度に神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学を統合し、6学部、9大学院研究科等から成る兵庫県立大学を開学した。この兵庫県立大学は、総合大学のもつ利点を最大限に生かし、人文・社会科学系と自然科学系の融合を重視した教育と研究を行い、高い専門能力と幅広い教養を備えた人材を育成している。また、兵庫の地における総合的な「知の拠点」として先導的・独創的な研究を展開し、広くその成果を国内外に発信して地域の活性化とわが国の発展に貢献する大学をめざしている。

大学統合を契機に、学生が他学部の専攻科目を履修できる他専攻科目の開講など共通教育の充実や応用情報科学研究科の創設による新しい時代のニーズに応えた人材育成、地域社会の課題に対応した先導的・創造的な研究に取り組んでいる。

また、新たに産学連携センターや生涯学習交流センター、国際交流センターを設置し、企業との共同研究による地域産業の振興、公開講座の開催による生涯学習機会の提供、海外の大学との連携・交流による国際交流の推進など、社会貢献活動を全学的に推進している。

今後とも、淡路景観園芸学校の成果を生かした専門職大学院の開設などの高度専門職業人の

育成、中型放射光施設「ニュースバル¹⁸」を活用した企業との共同研究など、県政と密接に連携しながら、社会のニーズに応える教育・研究の充実強化や地域社会、国際社会への貢献など新たな展開に取り組むことが求められている。

一方、県内には40の大学が集積しており、これらの大学が連携して「ひょうご講座」を提供し、生涯学習の充実に取り組んできた。また、平成18年に設立された大学コンソーシアムひょうご神戸¹⁹では、県と連携し、大学共同体としては全国で初めて「海外インターンシップ」を実施するなど、教育・研究の向上や、地域社会の振興・発展に取り組んできたところである。

今後さらに、県内大学の連携や交流を促進し、それぞれの大学の強みや特色を生かした教育・研究の充実や地域貢献活動を展開することが求められている。

(7) 社会教育・生涯学習の推進

本県では、学習者が学習成果を地域の実践の場で生かすことを目的とした講座として、ふるさとひょうご創生塾を開設するほか、いなみ野学園、阪神シニアカレッジをはじめとする高齢者大学を運営し、高齢者の生きがいつくりと社会参加を推進するなど、成熟社会における県民の学習ニーズに対応した、多様な学習機会を提供している。

平成15年7月には、第5期生涯学習審議会において、県民が県内の様々な学習資源を幅広く活用し、実社会の中でその成果を生かすことを支援する「包括的な生涯学習システムの構築」が提言された。

この提言を受け、平成17年6月に開設した「生涯学習情報プラザ」では、学習相談の総合窓口を開設するほか、生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」により県内の学習情報を一元的に提供するなど、県民の学習活動を総合的に支援している。

今後は、社会の成熟化に伴い、生涯学習の果たすべき現代的役割がますます多様化する中、第6期生涯学習審議会でも提言された「実践に学び、成果を社会に生かす生涯学習」の観点から、県民一人一人が学んだ成果を生かすことができる社会の実現が求められている。

さらに、団塊世代が定年退職期を迎えるなど、高齢者の学習ニーズが高度化・多様化していく中で、高齢者が長年培ってきた能力や経験を生かし、地域社会の一員として主体的に活躍できるよう、高齢者学習の充実と学習成果の活用に向けた仕組みづくりが求められている。

また、生涯学習、芸術文化の振興を図るため、県立図書館、嬉野台生涯教育センター、人と自然の博物館に加え、震災後平成11年にコウノトリの郷公園、平成14年に県立美術館が開館・開園、さらに平成17年に県立芸術文化センター、兵庫陶芸美術館が開館、平成19年には県立歴史博物館がリニューアル、県立考古博物館が開館した。これらの施設では、「本物」と出会い、ふれることを通して感性や情操を養う参加体験型展示を行うとともに、体験型活動プログラム等を開発してきている。今後とも県民のニーズに対応した展示、プログラム等を提供していくことが求められる。

子どもは家庭において人間形成の基盤を培うものであり、家庭の教育力を高めるため、家庭

¹⁸ ニュースバル……1.5GeVの電子ビーム蓄積リングを持つ中型放射光施設で、軟X線～真空紫外域の波長の光を利用することができる。光源の研究開発や微細加工、材料創製・評価などの産業応用研究、技術開発を行っている。

¹⁹ 大学コンソーシアムひょうご神戸……県内34大学が、大学相互の連携を深めるとともに、地域社会・地方自治体や産業界及び県下の大学間連携組織と協力しあうことにより、大学における教育・活動研究の一層の向上を図り、地域社会の振興と発展に寄与するために、平成18年6月に設立された。

教育への支援が重要である。これまで、ひょうご家庭応援県民運動や子育て相談事業をはじめ、家庭教育に関する総合的な取組を進めてきた。今後とも、家庭の状況やニーズを踏まえながら、地域が家庭を支え、親が自信をもって安心して子育てができる環境づくりが求められている。

平成18年に開催された「のじぎく兵庫国体」や「のじぎく兵庫大会」は多くのボランティアに支えられ、大きな成果を収めた。本県ではこの「参画と協働」により実現した両大会を一過性のイベントに終わらせることなく、県民運動とボランティア活動²⁰を継承・発展させ、さらなるスポーツ振興をめざして、「兵庫県スポーツ振興本部」を設置し、平成20年2月に生涯スポーツ・競技スポーツ・障害者スポーツの振興を柱とする「兵庫県スポーツ振興行動プログラム」を策定した。

今後とも、「スポーツクラブ21ひょうご」を核として、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備やスポーツ人口の拡大を図るとともに、障害者が身近なところで障害の程度に応じたスポーツ活動に参加できる機会の拡大や障害者の社会参加を促す取組が求められている。

²⁰ ボランティア活動……自発的な活動。特に不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする自発的で自律的な活動。(地域型、テーマ型、職域型ボランティア活動が考えられる。)

第3部 兵庫の教育のめざす姿

1 基本理念

「第2部 教育をめぐる現状と課題」で述べた社会情勢の変化や本県がこれまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえ、本計画によりめざす兵庫の教育の基本理念を示す。

基調

元気兵庫へ ころ豊かな人づくり

—県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現—

本県は、未曾有の大震災から、県民がともに力を合わせ、支え合いながら創造的復興を成し遂げてきた。今後とも、その過程で培ってきた参画と協働、連帯ときずなを礎に、未来を拓く活気に満ちた“元気な兵庫”をめざしていかなければならない。

元気な兵庫を実現するための原動力は、人づくり、すなわち教育にある。本県では、従来から県民運動として「ころ豊かな人づくり」に取り組み、県民が一体となって子どもたちをはぐくむ取組を進めてきた。特に、大震災からの教育の創造的復興の過程で、ボランティアや助け合いなど共生の心をはぐくむとともに、子どもたちが「生きる力」を身に付け、たくましく生きていけるよう、全国に先駆けて兵庫型「体験教育」を展開するなど、学校・家庭・地域が連携協力して子どもたちの教育に取り組んできたところである。

兵庫の特色ある教育をはじめとしたこれまでの教育の成果を踏まえるとともに、豊かな情操と道徳心、自律心、公共の精神など、今求められている教育の理念を示した改正教育基本法に基づき、今後とも「ころ豊かな人づくり」を一層推進することが重要である。

「ころ豊かな人づくり」のもと、兵庫の教育において培うべき力等を掲げると、以下の通りである。

- 心身ともに健康で、幅広い知識や教養を身に付け、豊かな情操や道徳心、命や自然を大切に
する態度を養うとともに、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、生涯にわたって個性や資
質能力を磨き、志をもって自らの未来を切り拓く力を培うこと。
- 思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の課題の解
決に参画するなど、震災の教訓を踏まえ、地域の人々と手を携えながらふるさと兵庫の発展
に貢献する力を培うこと。

○ 一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力を培うこと。

○ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養うとともに、幅広い知識や教養、柔軟な思考力に基づく判断力や創造力、コミュニケーション能力を培い、国際社会の平和や発展に貢献する力を培うこと。

社会においてこのような態度や力を実践に生かし、生涯にわたって伸張する土台を培うことが、兵庫の教育の使命である。

以上の培うべき力等を今後本県がめざすべき人間像として表すと、次の四つにまとめることができる。

- (1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
- (2) ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら明日の兵庫を切り拓いていく人
- (3) 社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、日本の未来を担う人
- (4) 我が国の伝統と文化を基盤として、世界に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

学校はもとより、家庭や地域は子どもたちの成長にかかわる当事者として、それぞれが自覚と責任をもち、子どもたちの教育に社会全体で取り組んでいかなければならない。「こころ豊かな人づくり」を推進するために不可欠なことは、これまでも本県が県民の「参画と協働」によりめざしてきた、県民すべてが教育にかかわることである。学校等の教育機関、家庭、地域、NPO、ボランティア、企業や民間事業者、社会教育団体、青少年団体、子どもの教育に携わる関係団体や機関等が連携協力しながら教育に取り組むことが求められる。

本県では、以上のことを基本理念とし、教育を県政の最重要課題に位置付け、引き続き全国の先駆けとなるような特色ある教育を進める。

基本理念の実現にあたっては、県は、市町との共通理解と適切な役割分担のもと、市町が地域の実情に応じて主体的に教育行政に取り組めるよう、市町との連携・協力を進めながら、県全体の教育の質的向上に努める必要がある。

また、教育課題が多様化・複雑化する中で、教育行政をより効果的に推進するためには、知事部局と教育委員会事務局の連携・協力を一層進めるとともに、教育委員会会議や教育委員の活動を一層充実することが求められている。

なお、本計画の具体的施策の推進にあたっては、行財政構造改革との整合性に配慮しつつ、選択と集中による施策の効率化を図りながら必要な予算を確保するとともに、教育があらゆる社会システムの基盤であるという認識のもと、現場重視の視点に立って、本計画を着実に推進する必要がある。

2 教育施策の重点目標

基本理念を実現するための教育施策の重点目標を定め、それぞれについての基本的認識やめざすべき方向を示す。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

子どもたちが自立して社会で生き、創造性を伸ばし、個人として豊かな人生を送るためには、公・私立学校ともに、「生きる力」をはぐくむこと、すなわち、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランス良く育てることが重要である。

全国学力・学習状況調査や国際的な学力調査によると、知識や技能の定着については一定の成果が認められるものの、それらを活用する力や学習意欲、学習習慣、生活習慣に課題があるなどの指摘があり、このような子どもの状況を踏まえた、学力の向上に取り組み、「確かな学力」を確立することが求められている。

また、社会のモラルの低下や都市化の進展に伴う地域の教育力の低下などが、子どもたちの豊かな心の育成に影を落としており、学校・家庭・地域が連携して、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、公共の精神、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度など、人生や新しい社会を切り拓く基盤となる力を育成することが求められている。

さらに、子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘される中、「生きる力」の基盤である「健やかな体」を育成することが重要である。学校教育はもとより、地域においても、子どもたちが運動・スポーツを楽しめる環境を整備するとともに、家庭と連携した食育や健康教育を推進することが求められている。

このような「生きる力」の育成に際しては、発達段階に応じた教育を行うことが必要であり、生涯にわたる人格形成の基礎である幼児期の教育の充実が、これからの学校における教育への円滑な接続の観点からも求められている。

県立高等学校については、大多数の生徒が高等学校へ進学する中、多様な生徒の学習ニーズに対応した教育の充実を図る必要がある。

特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもをはじめ、特別な支援を必要とするすべての子どもたちの可能性を伸ばし、自立し社会参加するために必要な力をはぐくむことが求められている。

また、社会の複雑化や構造変化が進む中、望ましい勤労観、職業観をはぐくむため、小・中・高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校等における職業教育・キャリア教育の充実が求められている。

建学の精神に基づく独自の教育理念と特色ある教育により、公教育の一翼を担っている私立学校については、以上のことに加え、適正な運営を確保し、多様な個性や能力を伸ばす教育の充実を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助等私学教育の充実支援に努めていくことが求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- 幼児期の教育をはじめとし、公・私立学校ともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」をはぐくむ。
- 学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」の確立に取り組む。
- 情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進する。
- 道徳教育を充実し、人間形成の基盤となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組む。
- 国や郷土の伝統や文化に親しみ、歴史・文化の理解を深める教育を推進する。
- 体育・スポーツ活動や健康教育、食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組む。
- 職業教育・キャリア教育を通して、望ましい勤労観、職業観の育成に取り組む。
- 生徒の多様な学習ニーズに対応する県立高等学校教育改革を推進する。
- ひょうごユニバーサル社会づくり²¹の理念に基づく特別支援教育の充実に取り組む。
- 建学の精神に基づく独自の教育理念のもと、特色ある教育を行う私学教育の振興に取り組む。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

子どもたちに豊かな人間性、社会性、自律性などをはぐくむためには、自然体験活動や社会体験活動などの機会を設けることが重要である。本県では、阪神・淡路大震災からの創造的復興の過程で、兵庫型「体験教育」をはじめとして、子どもたちに困難にくじけずたくましく生きる力をはぐくむ教育を推進してきた。

現在、県民の参画と協働のもと、幼稚園・保育所における「ひょうごっこグリーンガーデン」、小学校の「環境体験事業」、「自然学校」、中学校の「わくわくオーケストラ教室」、「トライやる・ウィーク」、高等学校の「高校生地域貢献事業」、特別支援学校における「YU・らいふ・サポート事業」など、子どもたちが「命の大切さ」や「生きる喜び」を実感する教育活動や、持続可能な環境適合型社会の実現に向けた環境学習・教育などを、発達段階に応じて展開している。今後とも、体験活動の体系的な実施とその内容の充実を図るとともに、その成果を他の教育活動や日常生活等に生かしていくことが求められている。

震災の体験や教訓を生かした兵庫の防災教育については、自らの命を守る安全教育に加えて、助け合いやボランティア精神など「共助」の精神を培うことを特徴としており、このような先進的な取組の一層の充実強化が求められている。

また、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別など、今日においても様々な人権問題が生じている。特に、次世代を担う子どもたちに関しては、いじめや虐待などの事態が深刻化している。さらに、新渡日の人々を含む多くの外国人児童生徒においては、文化、生活習慣の違いなどから疎外感を感じたり、いじめを受けるなどの諸問題も生じている。そのため、県民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図る人権教育の取組を一層推進し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな共生社会を実現することが求められている。

こうした兵庫の特色ある教育の取組を発展させるためには、社会教育・生涯学習においても様々

²¹ ひょうごユニバーサル社会づくり……本県が推進する、障害のある人もない人も共に暮らし真に豊かな社会の実現のため、だれもが対等な構成員として、社会のあらゆる活動に参加、参画できる環境づくり。